

『相続税に係る見直しを要望 30年度税制改正で金融庁』

金融庁は30年度税制改正要望項目をまとめ、29年度に続き、高齢者が老後資金のために蓄えた資産を安心して保有し続けることのできる環境を整備する観点から、相続税に係る見直しを行うことを求めた。

同庁は相続税について▽相続財産となった上場株式等は、現行制度では相続時の時価と、相続時以前3カ月間（相続発生月、その前月、前々月）の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価されることになっているが、原則として相続時点の時価で評価されることにする▽上場株式等は価格変動リスクの高く、価格変動リスクの低い預金や債券など他の資産と比べて不利。家計資産の多くが高齢者によって保有されている中、相続税によって高齢者の資産選択にゆがみを与えているとの指摘がある一とし、見直しの必要性を訴えた。



資産の相続税評価額は、定期預金は預金残高の100%で、価格変動リスクがないが、上場株式、土地、建物、ゴルフ会員権は価格変動リスクがある。リスクがあるものでも、土地は路線価（公示地価の80%程度）、建物は固定資産税評価額（建築費の50～70%）、ゴルフ会員権は市場取引価格（時価）の70%程度にとどまるのに対し、上場株式は取引所終値の100%となっており、この点が問題だとした。

『相続税申告書事例集 誤りやすい事例を紹介—国税庁』

国税庁はこのほど、相続税申告書を作成する際に誤りやすい項目を紹介した事例集を公表した。14の事例はそれぞれ1ページに1つ掲載され、まず誤って記入された書類を例示し、次に正しく記入されたものを載せており、上下を比較しながらページ下端の詳細な解説により確認ができる。

事例としては、○父親を代襲して祖父の財産を相続した場合には2割加算の対象に ○払い戻しを受ける前納保険料も、保険金（みなし相続財産）に該当 ○被相続人の財産と認められるものは、名義に関わらず課税対象に ○所得税の準確定申告に係る還付金は相続財産に該当 ○未支給年金は遺族が自己の固有の権利として請求するものであり非課税 ○被相続人が保険料を負担し、かつ契約者である生命保険では、相続開始時点で保険事故が発生していない場合でも解約返戻金相当額が課税対象に ○被相続人が保険料を負担し相続人が契約者である生命保険では、解約返戻金相当額が課税対象に ○被相続人が亡くなった年分の未納の固定資産税・住民税は債務控除の対象に ○被相続人の死亡により支払われる保険金で補てんされる住宅ローンは、債務控除の対象に該当せず ○相続人が相続開始前3年以内に贈与を受けた財産は、その価額を相続税の課税価格に加算



出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます